



令和7年度集団指導

居住・日中活動系サービス

2 障害福祉サービスにおける 人員配置について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
障害者福祉サービス事業指定班



目次

- 1 人員配置について
- 2 サービス管理責任者の配置について

1 人員配置について

サービス種別	職種	配置要件
生活介護	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）
	サービス管理責任者	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（1人以上は常勤）
	看護職員（※）	生活介護の単位ごとに1以上
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（※）	利用者に対し機能訓練を行う場合は生活介護の単位ごとに必要人数
	生活支援員（※）	生活介護の単位ごとに1以上（1人以上は常勤）
	医師	必要な数

（※）看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに常勤換算で、平均障害支援区分に応じ、それぞれ以下に掲げる数。

- ①平均障害者支援区分が4未満：利用者数を6で除した数以上
- ②平均障害者支援区分が4以上5未満：利用者数を5で除した数以上
- ③平均障害者支援区分が5以上：利用者数を3で除した数以上

1 人員配置について

サービス種別	職種	配置要件
自立訓練 (機能訓練)	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）
	サービス管理責任者	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（1人以上は常勤）
	看護職員（※1）	1人以上（1人以上は常勤）
	理学療法士、 作業療法士又は 言語聴覚士（※1）	1人以上
	生活支援員 （※1）（※2）	1人以上（1人以上は常勤）

（※1）看護職員、理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士及び生活支援員の総数：
常勤換算で、利用者数を6で除した数以上。

（※2）訪問によるサービスの提供の場合は、上記人員に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと。

1 人員配置について

サービス種別	職種	配置要件
自立訓練 (生活訓練)	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）
	サービス管理責任者	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（1人以上は常勤）
	生活支援員（※）	常勤換算で、 ①に掲げる利用者数を6で除した数と ②に掲げる利用者数を10で除した数の合計数以上（1人以上は常勤） ①：②に掲げる利用者以外の利用者 ②：指定宿泊型自立訓練の利用者
	地域移行支援員	指定宿泊型自立訓練を行う場合1人以上

（※）訪問によるサービスの提供の場合は、上記人員に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと。

1 人員配置について

サービス種別	職種	配置要件
就労選択支援	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）
	就労選択支援員 （※）	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上

（※）就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修を修了している者が行うこと。
ただし、令和10年3月31日までは、経過措置として、次の研修を修了した者が
就労選択支援員として業務に従事することができる。

- ・雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）
- ・就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・訪問型職場適応援助者養成研修
- ・サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

1 人員配置について

サービス種別	職種	配置要件
就労移行支援	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）
	サービス管理責任者	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（1人以上は常勤）
	職業指導員及び生活支援員	各1人以上（いずれか1人以上は常勤） 総数：常勤換算で、利用者数を6で除した数以上
	就労支援員（※）	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上

（※）就労支援員は、雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）を修了している者が行うこと。
ただし、令和10年3月31日までは、経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

1 人員配置について

サービス種別	職種	配置要件
就労継続支援 (A型・B型)	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）
	サービス管理責任者	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（1人以上は常勤）
	職業指導員及び生活支援員	各1人以上（いずれか1人以上は常勤） 総数：常勤換算で、利用者数を10で除した数以上

1 人員配置について

サービス種別	職種	配置要件
就労定着支援	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）
	サービス管理責任者 （※1）	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（1人以上は常勤）
	就労定着支援員 （※2）	常勤換算で、利用者数を40で除した数以上

（※1）一体的に運営している指定就労定着支援事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業の利用者の合計数に応じて配置すること。

（※2）就労定着支援員は、雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）を修了している者が行うこと。

ただし、令和10年3月31日までは、経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

1 人員配置について

サービス種別	職種	配置要件		
		介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
共同生活援助	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）		
	サービス管理責任者	利用者数30人まで1人以上、以降30人ごとに1人を加えた数		
	世話人（※）	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	常勤換算で、利用者数を5で除した数以上	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上
	生活支援員（※）	常勤換算で、次に掲げる数の合計以上 ①障害支援区分3の利用者数を9で除した数 ②障害支援区分4の利用者数を6で除した数 ③障害支援区分5の利用者数を4で除した数 ④障害支援区分6の利用者数を2.5で除した数		—

（※）日中サービス支援型は、住居ごとに夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者を置くとともに、世話人及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

1 人員配置について

サービス種別	職種	配置要件		
短期入所	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）		
	併設型又は空床型 従業者	指定障害者支援施設等	当該施設と短期入所の利用者の合計数に対して、当該施設として必要な数以上	
		指定宿泊型自立訓練事業所等	次に掲げる短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ①短期入所と同時に本体サービスを提供する時間帯 当該事業所と短期入所の利用者の合計数に対して、当該事業所における生活支援員等として必要な数以上 ②短期入所を提供する時間帯（①を除く） 当該日の短期入所の利用者数6人まで1人以上、以降6人ごとに1人を加えた数以上	
	単独型	指定生活介護事業所等	①本体のサービス提供時間帯 ②それ以外の時間帯	上記①と同じ 上記②と同じ
		上記以外	上記②と同じ	

2 サービス管理責任者の配置について

(1) サービス別の配置要件

サービス種別	事業所内の配置要件	他事業所との兼務
生活介護	常勤・専従 (原則兼務不可(※1))	<u>原則不可</u>
自立訓練(機能訓練・生活訓練)		
就労移行支援		
就労継続支援A型		
就労継続支援B型		
就労定着支援	非常勤・兼務可(※2)	可(※3)
共同生活援助		

(※1) 管理者との兼務は可。

(※2) 世話人又は生活支援員と兼務する場合は、いずれか一方のみ。

(※3) 兼務する事業所との利用者数の合計が30人まで。

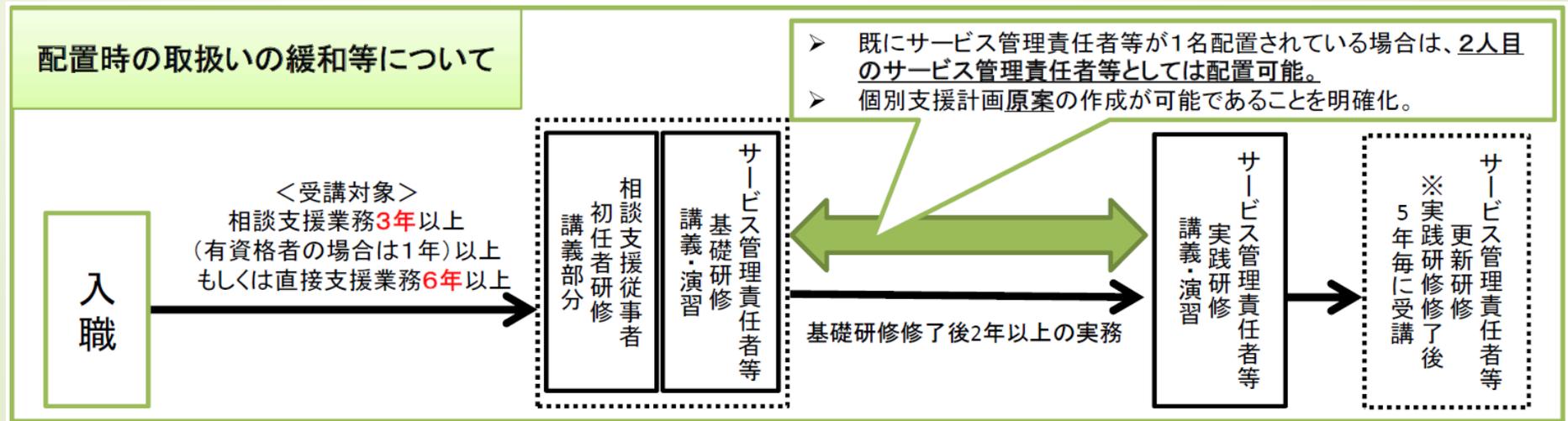
- **兼務の場合は、職種・事業所ごとの勤務時間を明確に区分すること！**
(管理者とサービス管理責任者を兼務する場合を除く)

2 サービス管理責任者の配置について

(2) 基礎研修修了者の配置

- ・既にサービス管理責任者が1名以上配置されている事業所では、**基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**を実施可能
- ・サービス管理責任者を2人以上配置する必要がある事業所においては、サービス管理責任者が1人配置されている場合、残りの人員は基礎研修修了者を配置することで基準を満たすことができる

※基礎研修修了者を配置する場合も、変更届の提出が必要（実践研修修了証不要）
届出に当たっては、基礎研修修了者の配置であることを明記すること。



2 サービス管理責任者の配置について

(3) やむを得ない事由による措置

【制度概要】

- ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置が可能

※「やむを得ない事由」とは
サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合

【配置要件】（①のみ満たす場合は1年間、全て満たす場合は2年間まで配置可能）

- ①実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たす
- ②サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済み
- ③サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている

2 サービス管理責任者の配置について

(3) やむを得ない事由による措置

【届出の流れ】

① みなし配置の申立て

- ・ 提出方法 ちば電子申請サービス

「やむを得ない事由によるサービス管理責任者等のみなし配置に係る申立て」

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=41758

- ・ 提出書類

- みなし配置に係る経緯書
※欠如に至る経緯等を詳細に記載すること
- みなし配置する者の経歴書（参考様式3）
- 勤務形態一覧表（参考様式5-1）
- サービス管理責任者基礎研修修了証（写）
- 相談支援従事者初任者研修修了証（写）
- その他参考となる資料（資格・免許証（写）等）

② 県での審査（3週間程度）

③ みなし配置が認められた場合、配置に係る変更届出書を提出

※県からの回答を添付し、みなし配置であることを明記する。



御清聴ありがとうございました。